



回覧しましょう (have(持つ)から be(在る)へ) 令和5年(2023)4.1卯月(NO.354)



ペルダ通信



メール・アドレス hi-perda@shine.tnc.ne.jp URL <http://www.hi-perda.com>

“気づきが自分を変えていく” 傾聴訓練研修・メンタルヘルス研修 お請けします！”

社会保険労務士法人ペルダ・コンサルティング：労働保険事務組合静岡経済協会：静岡県中小企業家同友会会員

会社のメンタルヘルスは 社員の気持ちを よく聴き 話せば 社員も職場も 生き生き



・人柄とやる気と能力で雇用 ・なくそう受動喫煙 ・しごとより いのち
卯月(うつき) 卯の花の月。卯の花は白くて可憐な花で樹高は2~3mほどになるそうです。入学、入社、再就職など新たな舞台で人間関係をつくり、知識やスキルを身につけ経験を積んでいこう。いろいろな人と知り合い素直に話を聴き、教えてもらうといった心持ちが必要ですね。それから、自分で考え行動していく。剣道や茶道で修行の段階で言われる「守破離」という言葉があります。この段階を踏むことできっと成長するでしょう。



✓ 介護保険料率（令和5年4月控除分から）上がる

静岡県は、介護保険料率に変更になります（健康保険料率は変わらず）。令和5年4月に支払われる給料から変更してください。なお、保険料内訳はすでにお送りしています。

料率は、18.2/1000（折半9.10/1000）

✓ 雇用保険料率（令和5年4月分給料から）上がる

失業給付等に係る、雇用保険料率が、被保険者負担・事業主負担がともに変更になります。

合計の負担率は、一般の事業 15.5/1000（被保険者負担 6/1000）

建設の事業 18.5/1000（被保険者負担 7/1000）

*給料が翌月払の場合は、5月に支払う給料から変更です

✓ 60時間超の残業割増率は50%（法定休日労働を除く）4月1日より

*60時間までは「25%」、60時間超えた時間から50%です

*4月1日の残業時間からカウントして、60時間を超えた時間から50%です

*法定休日（例えば日曜日）は35%で計算します

*賃金計算期間が、3月21日~4月20日の場合、4月1日からの分で60時間超から50%です

✓ こんな送検事案が！（出典：労働新聞社）

i 警備業・教育時間の賃金・最低賃金割れ/佐賀労働基準監督署が送検

佐賀労働基準監督署は、警備員として業務上必要な教育を受けさせる時間に対して、最低賃金以上の賃金を支払わなかったとして、警備業のフォーエス(株)(佐賀市)と同社の代表取締役を最低賃金法第4条(最低賃金の効力)違反の疑いで、佐賀区検察庁に書類送検した。警備業法に基づく教育を10時間以上受講させた労働者2人に、5,000円だけ支払った。警備業法では、新たに警備業務を行う者に、教育を受講させなければならないとしている。同社は、労働者1人には、令和4年5月に2日間で計13時間30分の教育を、別の1人には、令和4年6月に2日間で10時間の教育を行った。受講時間に当時の佐賀県最低賃金(821円)を乗じた額以上支払う必要があったが、一律5,000円支払ったのみであった。以前にも同様の違反で是正勧告を2回行ったが改善されず、

送検に至った。代表取締役は、「教育を担当者任せにし、時間数を知らず、5,000円で最低賃金を上回ると思っていた」と主張しているという。

ii 製造業の派遣元・派遣先2社・労災かくし/三島労働基準監督署が送検

三島労働基準監督署は、労働者私傷病報告を提出しなかったとして、労働者派遣業の(株)イカイアウトソーシング(沼津市)と同社三島事業所長及び同社の派遣先の横浜ゴム(株)(東京都港区)と同社三島工場長を労働安全衛生法第100条(報告等)違反の疑いで静岡地検沼津支部に書類送検した。令和3年12月、派遣先の三島工場内で、派遣労働者が台車に手をぶつけ負傷し4日以上休業の労働災害が発生。派遣元と代表取締役は、療養補償と休業補償を行わなかった疑いも持たれている。労働者派遣法では、派遣労働者が被災した場合、派遣元と派遣先の双方が遅滞なく労働者私傷病報告を提出することを義務づけている。両社は労災の事実を把握していたにもかかわらず、三島労基署から指摘を受けるまで報告を怠っていた疑い。いわゆる「労災かくし」に該当する。



「荷主特別対策チーム」が労働基準監督署に発足

自動車運転者の長時間労働の是正、過重労働による健康障害の防止が目的の改正「改善基準告示」が周知・実施され、発着荷主の「荷待ち」の削減が目的

※労働基準監督署による要請事項は！

- ・長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させない
- ・運送業務の発注担当者に改善基準告示(令和6年4月1日施行)を周知する
- ・厚生労働省のホームページと立入調査時収集情報を活用し、国土交通省にも情報を提供

発・着荷主と運送業者 それぞれへの配慮が過重労働を防ぐ

✓**転倒事故を防ごう！** 防止のため「ぬかづけ」箇所の再点検で対策の実施を！
労働災害で最も多い事故の型は転倒で、静岡労働局管内では、平成21(2009)年から連続して、転倒災害が「事故の型」ワーストワンとなっている。「ぬかづけ」をチェックしましょう！！

ぬれた場所＝床の水だまりや氷、油、粉類などを放置していないか！

かいだん＝階段や段差のある場所に、注意を促す標識や手すりなどをつけているか！

かたづけ＝身の回りの整理整頓を行っていますか？ 通路などに物を放置していないか！

「人間は転ぶ」ことを前提に設備や装備を見直しましょう！

「歳寒(としさむ)くして 然(しか)る後(のち)に

松柏の彫(しほ)むに 後(おく)るるを知るなり」

寒い冬に、他の植物はしおれても、松や柏(ひのき)は緑を保っているのがわかる、

困難や苦難に出会って後、初めて人の真価がわかる。(「論語の暦」：會津藩校日新館)



☆2ヶ月以内雇用でも、最初から社会保険加入が義務！☆高額療養費「限度額申請」を！

☆パート・アルバイト社会保険加入義務化：51人以上(令和4年10月より段階的)

☆車到山前必有路(くるま さんぜんに いたりて かならず みちあり)(進めば 必ず 道開く)

3月1日現在：静岡県人口 3,568,563 人(前月比 2,882 人減)：内訳：自然動態 2,858 人減(出生 1,457 人・死亡 4,315 人)、社会動態 24 人減(転入 10,416 人・転出 10,440 人)：世帯数 1,503,764 世帯(前月比 102 世帯増)：静岡市人口 680,284 人(前月比 820 人減)：世帯数 300,026(前月比 240 世帯減)